

第 58 回役員会 議事要録

日 時：平成 26 年 7 月 29 日(火) 14:00 ~15:15

会 場：大学本館 E-703 会議室

出席者：石原理事長、近藤副理事長、片山理事、松尾理事、梶原理事、江本理事、
中野(昌)監事、中野(利)監事

報 告

- 1 中華ビジネス研究センターの設置について
- 2 将来ビジョンロゴマーク・キャッチコピーについて
- 3 成績優秀者表彰制度の創設について
- 4 教員の採用について
- 5 教職員の功績表彰について
- 6 図書館新館建設工事一般競争入札の再広告について

報告 1 中華ビジネス研究センターの設置について

<質疑応答>

- 中華ビジネスとは、具体的にいうと輸出・輸入のことか。
- そうである。ビジネスの世界では貿易もビジネスの一部である。実際に企業が海外に事業を展開する投資の部分、あるいは外資系が日本に入ってきて拠点を設けてビジネスを進める部分である。
- 現地法人を立ち上げるという意味か。
- そうである。中華という修飾を入れたのは、少なくとも中国を含めて台湾、香港、マカオ、最近ではシンガポール、このエリアが自他共に中華地域と呼ばれているからである。さらに、これから ASEAN 内における進出先での付き合いでは、パートナーが 8 割方華僑系になるだろう。その華僑系のバックグラウンドは同じ中華文化をバックにしているため、ビジネススタイルは基本的に一緒である。そういうビジネス面での調査、研究としての中華ビジネスという表現が通常日本では使われてないことから、戦略的なコンセプトになるのではないかと考えている。
- 現地での日本企業の活動を助けるということか。
- そうである。経済界、企業界の方たちが実際ビジネスの中で抱えている問題に対して、データベースを作ってコンサルティングができるように考えている。卒業生が 150 名ほど出ており、実際に中華ビジネスをやっている人もいる。それらを巻き込みながら、これから東アジアに進出しようとしている地元の企業界の方たちになんらかのサポートができるようにしていきたい。教育の部分は今までもやってきているので、地域貢献の面で機能できるようにしていきたいと思う。
- 最初の設置目的の部分に、クロスオーバーでつなぐ中華ビジネスとソーシャルビジネスとあるが、マネジメント研究科はソーシャルビジネスも主たる目的になっているか。
- 研究科のカリキュラム体系として、当初は中国ビジネス、環境ビジネスという科目群を設けていた。現在は環境ビジネスが名称変更してソーシャルビジネスとなっており、非営利事業である。
- 現在ソーシャルビジネスの科目を設けているか。
- 三科目ほど設けている。
- ひとつの特徴である。
- 中華ビジネスとは、中国だけでなくシンガポールや中華圏であるアジア、それぞれでビジネスの仕方が異なると思うが、それをここで研究しようということか。

- そうである。まずはデータ収集を行っていききたい。
- センターの特徴は何か。
- 東アジアビジネスに特化し調査研究を進めていく予定であるが、仮に東アジアビジネス研究センターもしくはアジアビジネス研究センターという名称にしたなら、新鮮味がなく、東京のシンクタンク、銀行の調査部門でよく使われている。ある程度意識して、科目の中に設けられているものを一部維持しながら、対外的にアピールできる効果を意識して名づけた。
- 目的を達成するためにはマネジメント研究科長だけでは対応しきれないため、センターを作りたいということか。専門の特任教授と事務員1名を置く予定か。内容として、調査研究やシンポジウムなどを実施したいということか。
- そうである。
- 専任教員というのは現在マネジメント研究科にいる教員を指すのか。
- そうである。
- その先生にセンターの仕事を手伝ってもらうときには研究科の了解が必要ということか。
- 必要である。
- 研究センターの仕事を専任で行う教員は特任教員になるのか。
- そうである。専任でやってもらうのは特任教員である。
- センターの設置は、規程上教育研究審議会で決定できるか。
- 附属機関ではないため、内部の意思決定ができれば設置できると考えている。
- ひとつの組織ではないか。
- 組織だが、附属機関とは違って学則に定める組織ではない。
- センターは全て同じ位置付けか。
- そうでないものもある。附属機関として位置付けているものは学則に定めている。
- どこで決定するのか。決定権限はどこになるのか。
- 役員会に諮っている。
- 報告事項と位置付けており、議決をとらないといけないということではないと考えている。

報告2 将来ビジョンロゴマーク・キャッチコピーについて

<質疑応答>

- デザインするときの基本となった木は何か。
- いろいろ議論はあったが、特定の木ではない。
- 誰かのデザインか。
- 専門家の方にデザインしていただいた。
- ロゴを使う書体は決めたのか。
- 書体まではまだ決めていない。様々なグッズへの展開や印刷物への展開の中で書体を考えていきたい。
- 北九州市独自の書体があるので、できれば同じにしていきたい。
- 北九州市は「メイリオ」という書体を使っているので、イメージ的には非常に近いと思っている。
- メイリオではなく、新しく北九州で作ったものがある。
- 書体を決めるという話はなかったのか。
- 書体の色も真っ黒ではなく、薄く茶色が入ったような淡い色と考えている。実際の展開においては、今あった話を含めて考えていきたいと思う。
- この部分は大事な話なので、まだ議論がされていないのであれば具体的に議論してはどうか。
- フォントについては、色の展開もあるが、掛け合わせの問題もあるので、暫定的に設定したが、今後しっかり議論を進めていきたい。

- 北九州市立大学は正式なマークというのは無いのか。
- 現在使用しているロゴマークは50年史に掲載されている。平成13年に改めて正式なロゴマークと決裁されている。
- 平成13年は法人化した時期か。
- 法人化より前である。法人化は平成17年である。
- 平成13年は国際環境工学部が開設された年である。
- 現在の正式なロゴマークと今回のマークの関係はどうするか。
- 他大学においては、正式なロゴマークと将来ビジョンのロゴを併用している大学は非常に多い。今回は70周年事業にひっかけてそれをうちだすために作ったというかたちになる。
- 70周年の平成28年度に正式なロゴにすることも考えられる。
- 正式なマークに統一しようということか。
- そうである。
- そういうことまでイメージしているか。
- イメージはしている。70周年のイベントの中で使用していき、浸透を図っていく。
- 同窓会を通じて卒業生へアンケートを実施したが、約半数は今のマークに愛着がある。そのような状況の中で、いきなりの変更は難しいかもそれない。平成28年度までの浸透状況により判断していきたい。
- 正規にはそのような名称になっているか。
- 校章と呼んでいる。地球儀を用いている。
- 平成13年に決裁とったときは校章となっているか。
- 公式ロゴマークの決定について、ということで決裁されている。
- キャッチコピーの英語バージョンはどうするか。北九州グローバルパイオニアの場合は、「君と世界を結ぶ」というのを“We connect you to the world”とセットにしている。当然ウェブサイト等には英語版があるので、あったほうがよい。
- ワーキングの中で、英語表記に関する議論はネイティブの先生も交えて行っているところである。

報告3 成績優秀者表彰制度の創設について

<質疑応答>

- 現行の予算はいくらか。
- 1,400万である。
- スカラシップ入試の効果はないと判断したか。
- 効果測定の中で、入学後の学生の成績を調べたところ、平成24年度で、1年から3年まで15学科のうち5学科から6学科は一般のスカラシップ以外の学生よりも成績が悪かった。また、進路指導担当者へのアンケートでは、約6割が入学時の減免ではなく、在学中の成績優秀者に対して授業料減免等をしてほしいという結果であった。
- スカラシップ制度を廃止するとはならなかったか。
- 入口である程度優秀な学生を確保したいと考えている。
- 平成26年度は半分の5%に縮小し、効果を検証しているところである。
- 現在、優秀な学生の入学後の授業料減免制度はあるか。
- 経済的な支援はあるがそれ以外はない。グローバルの関係でがんばった学生に奨学金のようなものはある。
- 現行では、各学部成績優秀者上位3名を表彰する制度がある。
- 一橋大学が海外留学しないと卒業させないという制度があるが、そのような制度に予算を充当してはどうか。

- この奨学金は留学に使ってもらいたいと考えている。
- 使途に関しては、海外インターンシップの旅費、語学研修、大学院入学金等、計画書を提出させて使ってもらおう予定である。

報告4 教員の採用について

<質疑応答>なし

報告5 教職員の功績表彰について

<質疑応答>

- 表彰の対象人数は決めているか。
- 人数は定めていない。

報告6 図書館新館建設工事一般競争入札の再広告について

<質疑応答>

- 契約規程の改正はどこかの権限か。
- 今回の改正内容は軽微な対応ということで、副理事長決裁である。
- 指名競争が一社で成立することは軽微ということで本当にいいのか。
- 北九州市も同様の規程となっており、他の自治体も同様であると聞いている。
- 役員会の議決は不要ということか。
- そう考えている。
- 規程をどこで決めるという大事なことはどこに記載しているか。権限を明記した規定があるか。
- 役員会の審議規程は、規程の中で“重要”という記載があり、その仕分けの中で契約規程はそこに該当しないとなった。
- 重要な規程とは何か。
- 重要な規程とは、学長関連、役員会関連、定款に次ぐような内容のものであり、事務手続き的なものは対象外であると考えている。
- 契約規程は重要であり、頻繁に改訂するものではない。
- 従前から、競争入札という枠の中で一般競争入札も指名競争入札も一緒にしていたようである。参考にした市は、指名競争入札と一般競争入札と分けていたそうだが、この規程に反映されていなかった。市に準じて一般競争入札と指名競争入札と分けたということである。
- それは理解できるが、規程改正の権限がどこにあり、どこで判断しているか。教育研究審議会でも報告事項なのか。
- この件について報告は行っていない。
- この規程は軽微な変更という事で学長決裁である。
- 軽微かどうかではなく、規程改正は明確なルールが必要ではないか。
- 民間企業であれば、規程の変更は役員会である。先ほどの話であれば、定款以外のほとんどの規程は重要でないとのことであつたが、それで本当にいいのか。
- 規程は柔軟に取り扱うと危険性が高くなる。
- 規程の審議事項の中には、定款等の改正に関する、その「等」が規程の中でも重要なものという判断をしており、その範囲がどこまでになるのか、整理させていただきたい。
- では次回までに実施していただきたい。
- 定款を補完する規程は重要な規程ということであるが、理事長のおっしゃるようにそれでいいのかどうか、契約規程というのは重要な規程ではないのか、全体的に規程の内容を見直し、再検討したほうがよい。

- 次回までに整理させていただく。
- チェック機能が働き、緊張感を持って仕事ができるようにしておかないといけない。
- 定款だけではなく、もう一つ重要なものとして職員就業規則があるが、そこで別に定めるとなっているもの、例えば給与規程など、そこも併せて確認していただきたい。
- 企業は規程の整備はきちんと行っているが、規程整備はしたことがあるか。
- 法人化の時に一度行っている限りである。
- 是非行うべきである。
- できるだけ早く実施していただきたい。